

中央政府組織再編に関する法規解析

林雍昇

2012年1月1日から中央政府機関の再編成が始まる。そのために「中央行政機関組織基準法」、「行政院組織法」、「行政院機能業務と組織調整暫定施行条例」および「中央政府機関定員法」といった主だった法律が改正され、すでに公布施行されている。五大都市の再編成による効果をさらに有効なものにすることを考えると、さらに「地制法」の改正も急務だと考える。

しかしながら、馬政府が提出した政府再編成案では、台湾が将来直面するグローバル化に対応する意識は全く見出すことができない。ただ、再編成のために再編成をするようにしか見えないのだ。つまり、憲法第3条第3項および第4項には、グローバル化の変遷を視野に入れた広い裁量が組み込まれているが、馬政府の社会大衆に対する「政府再編成」の宣伝は浪費を減少し、効率的な政府を構築することだけに焦点が絞られており、「統治」という概念で政府を語るという意識が全くないのだ。

組織全体の再編問題について、馬政府が提出した草案によれば、現在37個ある部、会、行、局、署に行政院の出先機関を加えた41個の機関を将来的に29個に減らそうというものである。しかしながら、削減あるいは再編成される機関の中心となる思想は、執政者の施政理念に依るところが大きい。

例えば、国家公園はもともと内政部營建署（建設署）の管轄下であり、そのために国家公園の管理や運営を担ってきた。しかし、仮に将来、環境資源部の管轄下に入れば、環境保育などが全面に出て来てしまい、政策が想定する結果が全く異なるものと

なってしまう。

さらに言えば、もし營建署が内政部に属するのであれば、将来的に社会住宅政策にも関与しなければならず、仮に營建署が交通建設部に設置されるのであれば、以後、建設運営は交通と高度にリンクさせたものでなければならなくなるであろう。このため、行政機関の調整は、執政者それぞれの思想と密に関連しているものの、組織合併の過程では両者の思惑が一致するか否かは完全に不透明なものである。

また、この草案から派生する問題として、形式の上だけで省庁の数を決めることは意味を成さない。というのは、現在に至るまで、いかなる行政学の学理も、一国家においてどの程度の省庁の数が適切か証明できた試しがないからである。仮に省庁の数が減れば、効率は上がるかもしれない。ただし、理論上では両者の関連性は全くないとされている。政治家たちはこうした政府再編の手段と効果に疑いを抱くこともなく、民衆に対し支持を訴えているのである。

事実上、行政組織法が想定しているのは独立行政機関の設置数である。独立機関の数が多い場合、行政院長は二級機関に対して指揮権を発動するため、自然と機関の減少につながることになる。反対に、仮に独立機関の数が少なければ、行政院長の権限をより拡大させることになる。ただ、改正後の法律では、独立機関について見てみると、残されたのはわずかに中央選挙委員会、国家通信伝播委員会、公正取引委員会のみである。この中で理解しがたいのは、前述の三つの委員会を入れたのにもかかわ

らず、なにゆえ金融管理委員会や中央銀行などが含まれていないのか、ということである。現行の体制から見てみると、金管委や中央銀行の運営モデルは独立機関により近いものである。もし独立した機関としての立場を奪ってしまえば、行政院院長が貨幣政策や金融管理に干渉出来る可能性が増す恐れがあるのだ。

さらに、新しく増設された海洋事務委員会について述べたい。実際、この機関は海巡署(海上保安庁に相当)を基盤としており、無理やり委員会制度を採用したもので、海洋政策の統合を目指している。つまり、理論上は「事務、政治、管理」が統合された機関ではあるものの、実質的には沿岸警備や海上警備が主な業務である。このような機関がいかにして海洋政策に従事し、協調しつつ任務の整合を図るというのであろうか。

続いては国土資源部であるが、こちらの場合は内政部、環境保護署、農業委員会、さらに經濟部(経産省に相当)の下級機関(三級)を一緒くたにしてしまおうというものである。将来的には、各組織が入り乱れたものとなるため、合併後は最も内部の複雑な組織になるであろう。そのため、この省を司る大臣(部長)の要職に就く者は、以前の環保署と同じように考えてはならない。さもなければ、この省をコントロールすることは出来ないだろう。

このほか、将来の政府再編に関わる実務上では、省庁の機能および業務上の調整、転換以外にも、より大きく影響を与える部分がある。それが「総員額法(定数法)」で

ある。総員額法によれば、公務員(政務官、契約職員、警備員、用務員も含む)司法院、法務部等も含む)および公立学校職員、軍人以外の定員総数は17万3千人である。現在、中央機関の公務員数は18万5千であり、その差は1万程度だ。

ただし、現在、国民党が推し進めようとしている方法から見ると、もはや点数稼ぎのためだけの政策なのではないかと思われる。つまり、五大都市制度改正の混乱もただ2012年の総統選挙のためだけに行われたものであり、改革のために選ばれた方法ではないということなのである。

また、日本で行われたような2重の方法、つまり定数の部分と人事費の部分に分けて管理する方式ではなく、ただ人数の総数を管理するだけでお茶を濁している。言い換えると、我が国の政府再編は片手落ちの規制に縛られてしまっており、表面上の作文にしか過ぎないことを物語っているのだ。

最後に、中央と地方の関係について述べておきたい。五大都市制度は改正されたものの、現在まだ立法院において意見の一致が見られず、区域組織に関する法律が通過していないために、人事管理の問題が発生している。新北市を例にすると、もともと29箇あった郷鎮市(村都市に相当)がいかにかに合併するかが解決されておらず、内情を見ると、実際には合併だけの問題では済まされない。板橋市内部は、どのように分割、合併をすればよいのか、しかし、分割するにも合併するにも組織の運用と連動させなければならぬという悩みが付きまとう。

特に、地制法第58条では、区長の地位・

役割が過度に設定されている。つまり、もともとは郷鎮市の首長であった区長や区の諮問委員に4年の任期が与えられている。法的裏付けの無い体制が長期にわたることは不法であるばかりか、必ずや絶え間ない紛争を引き起こすことになるだろう。BT